

## 【堺市民活動総合ポータルサイト管理運営要綱】

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「堺市民活動総合ポータルサイト（以下「サイト」という。）」の管理運営に必要な事項について定めるものとする

### (サイトの管理)

第2条 サイトの適切な運営を行うために、サイト運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置くこととする。

### (サイトの運営)

第3条 サイトの運営は、運営協議会が行う。

### (運営協議会による情報提供)

第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる情報をサイトに掲載することができる。

- (1) 市民や活動団体等に役立つ情報
- (2) 各種団体や行政機関が行う市民活動に役立つ講座等に関する情報
- (3) 公的施設案内及び公的情報へのリンク
- (4) 情報募集案内及びサイト利用に関する案内
- (5) その他市民活動の活性化に資する情報

### (情報の利用)

第5条 サイトに掲載された情報のうち第4条第2号に掲げる情報については、オープンデータとして公開するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、2019年3月1日から施行する。